

広病第462号

平成28年3月3日

広島市長 松井 一實 様

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之



地方独立行政法人広島市立病院機構の役員に対する報酬等の支給基準の変更に係る届出について

地方独立行政法人広島市立病院機構の役員に対する報酬等の支給基準を別紙のとおり変更したので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条第1項において準用する同法第48条第2項の規定に基づき届け出ます。

地方独立行政法人広島市立病院機構役員報酬規程

平成26年4月1日

規程第28号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 役員報酬は、常勤の役員については給料、地域手当、通勤手当及び期末手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第29号。以下「職員給与規程」という。）の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）を兼務する役員には、役員報酬は支給しない。

(報酬の支給日)

第3条 報酬の支給日は、職員の例による。

2 非常勤役員手当の支給日は、その勤務があった日とする。ただし、特別の事情があるときは、理事長は支給日を変更することができるものとする。

(常勤の役員給料)

第4条 常勤の役員給料月額、通勤手当を除く報酬の合計額が年額19,000,000円を超えない範囲で理事長が定める。

(地域手当等)

第5条 地域手当及び通勤手当の月額、職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、毎年3月1日、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した常勤の役員についても、同様とする。

2 期末手当の額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額並びに

その額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、3月に支給する場合においては職員給与規程第27条第2項に規定する3月に地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与支給細則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）に支給する場合の率、6月に支給する場合においては同規程第27条第2項に規定する6月に特定管理職員に支給する場合の率と同規程第30条第2項に規定する特定管理職員に支給する場合の率の合計率、12月に支給する場合においては同規程第27条第2項に規定する12月に特定管理職員に支給する場合の率と同規程第30条第2項に規定する特定管理職員に支給する場合の率の合計率を乗じて得た額とする。

- 3 前項に規定する期末手当の額は、地方独立行政法人広島市立病院機構評価委員会が行う法人の業績に関する評価、法人役員としての業務実績等を勘案し、同項の規定による期末手当の額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるものとする。

（非常勤役員手当）

第7条 非常勤役員手当の額は、日額30,000円とする。

（役員退職手当）

第8条 常勤の役員（職員を兼務する役員を除く。）が退職したときは、退職手当を支給する。ただし、役員が地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項（第1号を除く。）又は第3項の規定により解任されたときは、当該役員には、退職手当を減額し、又は支給しないことができるものとする。

- 2 退職手当の額は、その者の給料の月額に在職期間の年数を乗じた額とする。
- 3 在職期間の年数の計算は、役員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとし、1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てるものとする。
- 4 退職手当の支給は、任期ごとに行う。

（報酬等の支払方法）

第9条 報酬等の支給条件及び支給方法は、職員の例による。

（その他）

第10条 この規程に定めるもののほか、報酬等の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(役員退職手当の特例)

2 広島市又は法人を退職し、この規程の適用を受けることとなった役員退職手当の額は、第8条の規定にかかわらず、理事長が別に定めるものとする。

附 則 (平成26年12月19日規程第53号)

1 この規程は、平成26年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成28年3月1日規程第3号)

この規程は、平成28年3月2日から施行する。

地方独立行政法人広島市立病院機構規程第3号

平成28年3月1日

地方独立行政法人広島市立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

地方独立行政法人広島市立病院機構

理事長 影 本 正 之

地方独立行政法人広島市立病院機構役員報酬規程の一部を改正する規程

地方独立行政法人広島市立病院機構役員報酬規程（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、「（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第29号）」を「（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第29号。以下「職員給与規程」という。）」に改める。

第6条第2項中「「100分の40」を「職員給与規程第27条第2項に規定する3月に地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与支給細則で定める管理又は監督の地位にある職員（以下「特定管理職員」という。）に支給する場合の率」に、「100分の177.5」を「同規程第27条第2項に規定する6月に特定管理職員に支給する場合の率と同規程第30条第2項に規定する特定管理職員に支給する場合の率の合計率」に、「100分の192.5」を「同規程第27条第2項に規定する12月に特定管理職員に支給する場合の率と同規程第30条第2項に規定する特定管理職員に支給する場合の率の合計率」に改める。

附 則

この規程は、平成28年3月2日から施行する。

____、12月に支給する場合においては
100分の192.5

____を乗じて得た額とする。

- 3 前項に規定する期末手当の額は、地方独立
行政法人広島市立病院機構評価委員会が行う
法人の業績に関する評価、法人役員としての
業務実績等を勘案し、同項の規定による期末
手当の額の100分の10の範囲内で、これ
を増額し、又は減額することができるものと
する。

第7条～第10条 (略)

の合計率、12月に支給する場合においては
同規程第27条第2項に規定する12月に特
定管理職員に支給する場合の率と同規程第3
0条第2項に規定する特定管理職員に支給す
る場合の率の合計率を乗じて得た額とする。

- 3 前項に規定する期末手当の額は、地方独立
行政法人広島市立病院機構評価委員会が行う
法人の業績に関する評価、法人役員としての
業務実績等を勘案し、同項の規定による期末
手当の額の100分の10の範囲内で、これ
を増額し、又は減額することができるものと
する。

第7条～第10条 (現行に同じ。)

[次の規程のうち第2条に係るものは、平成28年3月2日時点で未施行]

地方独立行政法人広島市立病院機構規程第1号

平成28年3月1日

地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

地方独立行政法人広島市立病院機構

理事長 影本正之

地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「24万9,800円」を「25万400円」に改める。

第27条第2項中「100分の40」を「100分の50」に改める。

別表1から別表5までを次のように改める。

第2条 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を次のように改正する。

第15条第2項第1号中「100分の15」を「100分の16」に改め、同項第2号中「100分の9」を「100分の10」に改める。

第18条第2項中「6万8,000円」を「10万円」に改める。

第26条第1項中「休日等に」を「休日等（次項において「休日等」という。）に」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第26条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において細則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあつては、その額の100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において細則で定める額

第27条第2項中「100分の50」を「100分の40」に改める。

第30条第2項中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の95」を「100分の100」に改める。

別表1及び別表3から別表5までを次のように改める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年3月2日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成27年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成28年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が同日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「切替日前給料月額等」という。）に達しないこととなる者（理事長が定める職員を除く。）の切替日から平成33年3月31日までの給料月額は、その者の号給に応

じた第2条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める給料月額にかかわらず、切替日前給料月額等を100分の110で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）について、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、同日から引き続き給料表の適用を受ける職員の切替日から平成33年3月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 7 切替日から平成33年3月31日までの間に新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員の切替日から同月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。